

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

勝央町は古くから交通の要衝として栄えた町であり、中国縦貫自動車道の開通など交通インフラが整備されたことを背景に、製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、有数の産業集積を誇る町である。近年、人口はほぼ横ばいで推移しているが、高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として、町内事業者に対して創業支援事業補助金交付事業、商工融資事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、岡山県北の中核として、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 14 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

勝央町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が勝央町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業に関しては、自然環境への配慮が特に必要なうえ、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄である。

このため、自ら消費した余剰分の電力を売電するための設備及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備であって、単に土地に自立して設置する10kW以上の発電能力のあるものは対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

勝央町の産業は、駅周辺を中心とした南部、山間部等の北部等、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、勝央町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

勝央町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が勝央町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。